

平成23年9月定例会

議案説明資料

予算に関する説明書

(平成23年度9月補正予算関係)

総務部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

平成23年9月定例会議案説明資料目次

総務部

【予算関係】
(議案)

議案番号	件名	課名等	頁	
第1号	平成23年度鳥取県一般会計補正予算			
	1 歳入歳出補正予算事項別明細書(総括)	財政課	1	
	2 補正予算給与費明細書	財政課	5	
	3 補正予算説明資料	(総括表)		6
		税務課		7
		東京本部		8
	関西本部		8	
4 歳入歳出事項別明細書		10		
5 節の明細		13		
6 債務負担行為に関する調書	税務課	14		

【予算関係以外】
(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
第4号	鳥取県公文書等の管理に関する条例の設定について	政策法務課	15
第5号	鳥取県税条例の一部改正について	税務課	35

(報告)

報告番号	件名	課名等	頁
第1号	議会の委任による専決処分の報告について (4)特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部改正について (平成23年7月28日専決)	税務課	38
	(7)鳥取県教育審議会条例及び鳥取県税条例の一部改正について (平成23年8月7日専決)	税務課	40
	(15)障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について (平成23年8月27日専決)	税務課	42
	(15)障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について (平成23年8月27日専決)	福祉厚生課	45
第6号	長期継続契約の締結状況について	政策法務課ほか	48

平成23年度鳥取県一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
5 地方交付税	130,788,637	641,302	131,429,939
7 分担金及び負担金	793,602	20,096	813,698
9 国庫支出金	42,606,466	449,199	43,055,665
11 寄附金	78,744	852	79,596
12 繰入金	26,168,470	669,294	26,837,764
13 繰越金	110,000	397,756	507,756
14 諸収入	11,165,393	28,404	11,193,797
15 県債	52,600,000	177,000	52,777,000
歳入合計	333,377,211	2,383,903	335,761,114

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 総務費	25,666,540	46,246	25,712,786			5	46,241
3 民生費	44,793,505	353,298	45,146,803	42,429		250,694	60,175
4 衛生費	12,065,058	141,812	12,206,870	92,979		118,244	△ 69,411
5 労働費	8,347,995	371,505	8,719,500			300,356	71,149
6 農林水産業費	25,654,353	125,522	25,779,875	5,200	28,000	18,842	73,480
7 商工費	11,372,460	120,607	11,493,067				120,607
8 土木費	42,670,209	1,199,717	43,869,926	308,591	149,000	30,505	711,621
9 警察費	17,321,726	25,196	17,346,922				25,196
歳出合計	333,377,211	2,383,903	335,761,114	449,199	177,000	718,646	1,039,058

歳 入

5款 地方交付税

1項 地方交付税

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金 額 千円	
1 地方交付税	130,788,637	641,302	131,429,939	2 特別交付税	641,302	
計	130,788,637	641,302	131,429,939			

7款 分担金及び負担金

1項 分担金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金 額 千円	
2 農林水産業費分担金	125,708	5,316	131,024	1 農地費分担金	5,316	土地改良費分担金
計	188,435	5,316	193,751			

2項 負担金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金 額 千円	
3 農林水産業費負担金	273,824	8,430	282,254	1 農地費負担金	8,430	土地改良費負担金 4,430 農地防災事業費負担金 4,000
4 土木費負担金	316,442	6,350	322,792	5 都市計画費負担金	6,350	街路事業費負担金
計	605,167	14,780	619,947			

9款 国庫支出金

1項 国庫負担金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金 額 千円	
2 民生費国庫負担金	2,787,391	25,566	2,812,957	2 児童福祉費負担金	25,566	児童措置費負担金
計	15,660,068	25,566	15,685,634			

2項 国庫補助金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金 額 千円	
2 民生費国庫補助金	1,526,872	16,863	1,543,735	1 社会福祉費補助金	8,102	社会福祉総務費補助金 6,102 老人福祉費補助金 2,000
				2 児童福祉費補助金	8,761	児童福祉総務費補助金
5 農林水産業費国庫補助金	5,194,662	5,200	5,199,862	1 農業費補助金	5,200	農作物対策費補助金
				3 農地費補助金	0	土地改良費補助金 22,150 農地防災事業費補助金 △ 22,150
7 土木費国庫補助金	12,312,497	308,591	12,621,088	2 道路橋りょう費補助金	215,091	道路橋りょう維持費補助金 37,291 道路橋りょう新設改良費補助金 177,800
				3 河川海岸費補助金	37,500	砂防費補助金
				5 都市計画費補助金	56,000	街路事業費補助金
計	26,103,572	330,654	26,434,226			

3項 委託金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 衛生費委託金	千円 223,683	千円 92,979	千円 316,662	2 環境衛生費委託金	千円 92,979	環境保全費委託金
計	842,826	92,979	935,805			

11款 寄附金

1項 寄附金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5 農林水産業費寄附金	千円 8,744	千円 852	千円 9,596	2 水産業費寄附金	千円 852	水産業振興費寄附金
計	78,744	852	79,596			

12款 繰入金

2項 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
10 ふるさと雇用再生特別基金	千円 2,400,000	千円 163,023	千円 2,563,023	1 ふるさと雇用再生特別基金繰入金	千円 163,023	労政総務費充当
11 緊急雇用創出事業臨時特例基金繰入金	4,815,719	137,333	4,953,052	1 緊急雇用創出事業臨時特例基金繰入金	137,333	労政総務費充当
13 安心こども基金繰入金	793,676	126,505	920,181	1 安心こども基金繰入金	126,505	児童福祉総務費充当
16 介護職員処遇改善等臨時特例基金繰入金	1,115,477	17,400	1,132,877	1 介護職員処遇改善等臨時特例基金繰入金	17,400	老人福祉費充当
17 介護基盤緊急整備等臨時特例基金繰入金	551,147	106,789	657,936	1 介護基盤緊急整備等臨時特例基金繰入金	106,789	老人福祉費充当
20 とっとり発グリーンニューディール基金繰入金	185,193	118,244	303,437	1 とっとり発グリーンニューディール基金繰入金	118,244	環境保全費充当
計	25,946,636	669,294	26,615,930			

13款 繰越金

1項 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	千円 110,000	千円 397,756	千円 507,756	1 前年度繰越金	千円 397,756	
計	110,000	397,756	507,756			

14款 諸収入

4項 受託事業収入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
10 農林水産研究高度化受託事業収入	千円 3,083	千円 1,616	千円 4,699	1 農林水産研究高度化受託事業収入	千円 1,616	
27 国土交通省受託事業収入	209,151	21,350	230,501	1 国土交通省受託事業収入	21,350	
計	1,834,934	22,966	1,857,900			

7項 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 境港管理組合還付金	千円 76,221	千円 2,805	千円 79,026	1 境港管理組合還付金	千円 2,805	
7 雑入	1,907,379	2,633	1,910,012	1 雑入	2,633	
計	2,444,050	5,438	2,449,488			

15款 県債

1項 県債

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区分	金額 千円	
3 農林水産業債	2,029,000	28,000	2,057,000	2 農地債	28,000	土地改良費充当 11,000
						農地防災事業費充当 17,000
4 普通土木債	9,013,000	149,000	9,162,000	1 道路橋りょう債	84,000	道路橋りょう維持費充当 15,000
						道路橋りょう新設改良費充当 69,000
				2 河川海岸債	29,000	砂防費充当
				4 都市計画債	16,000	街路事業費充当
				5 住宅債	20,000	住宅建設費充当
計	52,600,000	177,000	52,777,000			

給 与 費 明 細 書

1 特別職(一般職非常勤を含む)

区分	職員数 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	与 費			合計 (千円)	備 考
					地域手当 (千円)	その他の手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	長等	2	25,284	8,280 2.71		28,968	62,532	5,789	68,321 退職手当
	議員	35	316,576	103,559 2.74		420,135	426,323	6,188	
	その他の特別職	6,836	4,094,584	2,150 2.71		4,103,298	4,559,071	455,773	
	計	6,873	4,411,160	113,989		28,968	4,585,965	467,750	5,053,715
補正前	長等	2	25,284	8,280 2.71		28,968	62,532	5,789	68,321 退職手当
	議員	35	316,576	103,559 2.74		420,135	426,323	6,188	
	その他の特別職	6,827	4,085,924	2,150 2.71		4,094,638	4,549,087	454,449	
	計	6,864	4,402,500	113,989		28,968	4,577,305	466,426	5,043,731
比較	長等								
	議員								
	その他の特別職	9	8,660				8,660	1,324	9,984
	計	9	8,660				8,660	1,324	9,984

補正予算説明資料総括表

総務部(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
税務課	14,333,423	8,086	14,341,509				8,086	
東京本部	48,078	5,000	53,078				5,000	
関西本部	80,377	14,289	94,666				14,289	
合計	83,349,600	27,375	83,376,975				27,375	
<p><説明> 市町村に対する個人県民税徴収取扱費の交付増(8,086千円)、東京国際アニメ祭への出展(5,000千円)、日本橋ストリートフェスタへの参加(4,148千円)、観光客誘致のための関西圏の魅力発信事業(10,141千円)の実施に伴う補正。</p>								

平成23年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

3項 徴税費

税務課(内線:7161)

2目 賦課徴収費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
県税収納管理事業	1,022,063	8,086	1,030,149				8,086	
トータルコスト	1,301,643	8,086	1,309,729	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	35.0人	0.0人	35.0人	個人県民税徴収取扱費の交付事務				
工程表の政策目標(指標)	徴収率の向上(個人県民税:【現年分】98.6%、その他:99.5%)、 納期内納付率の向上(88.6%)							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

県税の収納・管理事務及び徴収(滞納整理)事務のうち個人県民税については、市町村が個人市町村民税と併せて賦課徴収していることから、事務取扱費として個人県民税徴収取扱費を市町村へ交付(県税条例に基づき5月、11月の2回)し、円滑な税務行政の遂行を図っている。(法令に基づく全国一律の算定方法で交付する仕組みとなっており、本県独自に交付することはできない。)

なお、徴収取扱費の年間所要額が増えたことから、増額補正を行うもの。

平成23年度 個人県民税徴収取扱費の不足額

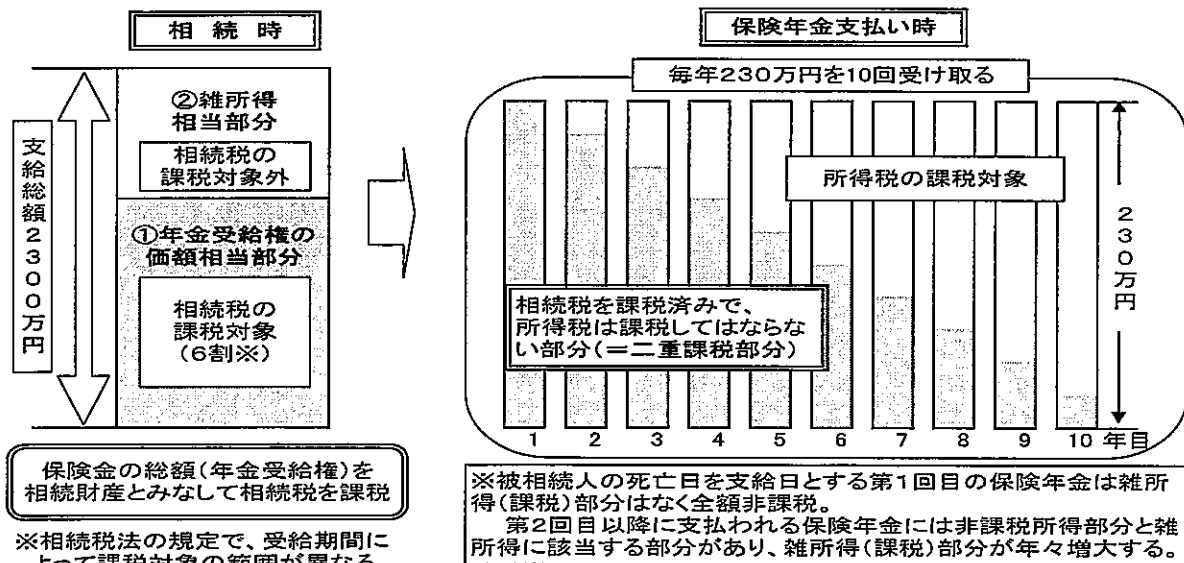
単位:千円

区分	当初予算額(A)	今年度所要額(B)	不足額(B)-(A)
納税義務者数による交付額(3,000円/人)	810,865	808,928	△1,937
還付した過誤納金	15,168	26,468	11,300
過誤納金に係る還付加算金等	6,120	4,843	△1,277
計	832,153	840,239	8,086

2 還付した過誤納金が増加した背景

平成22年7月6日の最高裁判決で、いわゆる「年金形式で受け取る生命保険については、相続税が課税され、さらに年金として受け取るたびに所得税を課することは違法な二重課税であり、許されない。」との判断が示された。

個人県民税は、所得税と同じ所得計算により所得を算定して課税するため、所得税の還付に併せて、個人県民税の還付が発生したものである。



平成23年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費
1項 総務管理費
9目 県外事務所費

東京本部（電話：03-5212-9077）

関西本部（電話：06-6341-3955）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 東西サブカルの聖地発！まんが王国とっとりPR事業	0	9,148	9,148				9,148	
トータルコスト	0	17,136	17,136	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0人	1.0人	1.0人	企画調整業務、契約・支払業務				
工程表の政策目標（指標）	観光等の情報魅力発信： 発地別観光入込客数（関東発）：平成26年度までに390千人へ 発地別観光入込客数（近畿圏発）：平成24年度までに2,400千人へ							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

日本におけるサブカルチャーの聖地である東京・秋葉原と大阪・日本橋において開催される「東京国際アニメ祭」及び「日本橋ストリートフェスタ」において、「まんが王国とっとり」をPRすると共に、「国際マンガサミット」への誘客促進及び本県の認知度向上を図る。

2 主な事業内容

(1)「東京国際アニメ祭」でのPR 事業費：5,000千円

○「東京国際アニメ祭」の概要

- ・対象：主にアニメ関係者及び国内・海外バイヤー（昨年の入場者は8,000人超）
- ・開催日：平成23年10月27日～28日（予定）
- ・開催場所：秋葉原UDX（東京都千代田区）

項目	事業内容
ステージイベント	着ぐるみショー（県産品プレゼント・ゲーム等）を実施し、本県ゆかりのキャラクターと共に「国際マンガサミット」等のPRを実施する。
ブース展開	「まんが王国とっとり」、「国際マンガサミット」及び並行して実施される各種のイベントをPRするブースを設置する。 着ぐるみやキャラクター、妖怪そっくりさん等との記念撮影等双方向の情報発信を実施する。
各種広報	会場周辺のメイドカフェ等にもチラシの設置・配布等に協力してもらい、アニメ祭における本県ブースへの誘導及び「国際マンガサミット」及び「まんが王国とっとり」のPRを図る。

(2)「日本橋ストリートフェスタ」でのPR 事業費：4,148千円

○「日本橋ストリートフェスタ（略称：NSF）」の概要

- ・対象：ファミリー層を含む、アニメ・コミックに興味のある方（関西を中心に全国からの来場者約20万人）
- ・開催日：平成24年3月20日
- ・開催場所：日本橋商店街（大阪市浪速区）

項目	事業内容
オープニングセレモニー	知事が鬼太郎・トリピーと共に参加し、本県のPRを実施する。 ※例年大阪市長も参加
パレード参加	本県ゆかりのキャラクター（鬼太郎やコナン等）にコスプレした参加者を募り、コスプレパレードを実施する。
ステージイベント	着ぐるみショーを実施し、本県ゆかりのキャラクターと共に「国際マンガサミット」等のPRを実施する。
ブース展開	「まんが王国とっとり」及び「国際マンガサミット」のPRブースと本県ゆかりのキャラクターのブースを設置する。 着ぐるみやキャラクターとの記念撮影等双方向の情報発信を実施する。
各種広報	NSFガイドブック（昨年実績3万5千部）、日本橋商店街アーケードへのポスター掲示など各種広報でPRを実施する。また、NSFが実施するPRに着ぐるみで参加する等によりPR効果を高める。

【参考】

「2012年国際マンガサミット鳥取大会」

東アジア（日本・韓国・中国・香港・台湾）を中心とした多くの漫画家一堂に集まり、展示会や研究会を実施。

- ・開催日：平成24年11月7日（水）～10日（土）
- ・メイン会場：米子コンベンションセンター
- ・主な内容：漫画家による国際会議、複製原画展示、トークショー

平成23年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

関西本部（電話：06-6341-3955）

9目 県外事務所費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 「癒しと絆はとっとり」魅力発信事業	0	10,141	10,141				10,141	
トータルコスト	0	19,727	19,727	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0人	1.2人	1.2人	企画調整業務、契約・支払業務				
工程表の政策目標（指標）	鳥取自動車道全線開通を念頭においた観光入込者数の増 鉄道を利用した観光入込者数の増 観光、物産等を複合的にPRする県の魅力発信 (発地別観光入込客数（近畿圏発）：平成24年度までに2,400千人へ)							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

関西圏は本県の観光客誘致にとって、非常に大きな商圏である。本県の認知度や好感度向上を図るため、各種情報発信に取り組んでいるところである。東日本大震災を経て、家族や友人との絆が重視されつつあり、鳥取での癒しと絆を深めるような観光PRを「関西の特色ある媒体」で行い観光誘客につなげる。

2 主な事業内容

関西において特色があり、且つ訴求対象の違う媒体で観光PRを行うことにより、メディアミックスによる相乗的な魅力発信を行う。

媒体	あまから手帖	「びあ」（冬の季刊誌）	タクシー内モニター
対象	熟食世代の読者 (食材や食に興味を持っている40歳～50歳代)	ドライバー、車による旅行者 (若者)	ビジネスマン
概要	「あまから手帖」への紙面掲載及びイベント・モニターツアーの実施	グルメ、旅、ドライブ情報などを掲載する情報誌「びあ」への中面へタイアップ記事掲載及び抜き刷り活用	大阪府内を走るタクシーの運転席後部に設置されたモニターに観光映像広告を掲出
規模	約10万部発行	約8万部発行	約4,000台 (1台あたり50回/日×3ヶ月)
H23 11月	12月号で食を中心に本県への旅行を魅力的に伝える紙面を掲載	「鳥取の温泉」や「松葉がに」を前面に打ち出しPR。	「山陰海岸ジオパーク」のPR
12月			「松葉がに」、「温泉」のPR
H24 1月	JR大阪三越伊勢丹・ルクア内で「鳥取和牛」を使った料理を創作し提供するイベント実施	掲載紙面は別途10,000部抜き刷りし、高速道路SAなどに配架するPR素材として活用	春の観光等のPR
2月	イベント参加者の中から抽選で数組を本県の観光地や「鳥取和牛」の魅力体験してもらうモニターツアーに招待		
所要額	4,417千円	3,150千円	1,524千円

平成23年度 9月補正予算歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款 項 目 節	2款 総務費								
	補正前	補正額	補正後	うち総務部					
				補正前	補正額	補正後	1項 総務管理費		
							補正前	補正額	補正後
1 報 酬	465,467	884	466,351	193,750		193,750	162,396		162,396
2 給 料	2,992,817		2,992,817	1,799,042		1,799,042	1,434,904		1,434,904
3 職員手当等	5,321,536		5,321,536	4,705,067		4,705,067	4,520,743		4,520,743
4 共 済 費	1,182,241	134	1,182,375	704,331		704,331	562,734		562,734
5 災 害 補 償 費	500		500	500		500	500		500
6 恩給及び退職年金	36,315		36,315	36,315		36,315	36,315		36,315
7 賃 金	28,528		28,528	24,074		24,074	23,797		23,797
8 報 償 費	198,531	500	199,031	153,839		153,839	19,400		19,400
9 旅 費	245,926	650	246,576	111,180		111,180	105,730		105,730
費用弁償	20,816		20,816	2,723		2,723	2,512		2,512
普通旅費	171,799	130	171,929	97,693		97,693	92,659		92,659
特別旅費	53,311	520	53,831	10,764		10,764	10,559		10,559
10 交 際 費	4,500		4,500	4,400		4,400	4,400		4,400
11 需 用 費	458,727	205	458,932	233,614	105	233,719	223,947	105	224,052
12 役 務 費	501,062	330	501,392	151,566		151,566	124,109		124,109
13 委 託 料	2,981,039	26,831	3,007,870	767,003	17,084	784,087	637,987	17,084	655,071
14 使用料及び賃借料	580,808	2,700	583,508	160,748	2,100	162,848	150,592	2,100	152,692
15 工事請負費	2,702,830		2,702,830	1,955,321		1,955,321	1,955,321		1,955,321
16 原 材 料 費									
17 公有財産購入費									
18 備品購入費	57,842	4,222	62,064	7,417		7,417	7,317		7,317
19 負担金、補助及び交付金	7,114,661	9,790	7,124,451	994,070	8,086	1,002,156	117,390		117,390
20 扶 助 費									
21 貸 付 金									
22 補償、補填及び賠償金	3,954		3,954	3,954		3,954	3,954		3,954
23 償還金、利子及び割引料	203,916		203,916	47,916		47,916	47,916		47,916
24 投資及び出資金									
25 積 立 金	576,605		576,605	151,523		151,523	151,523		151,523
26 寄 付 金									
27 公 課 費	323		323						
28 繰 出 金	8,412		8,412	8,412		8,412	8,412		8,412
予 備 費									
計	25,666,540	46,246	25,712,786	12,214,042	27,375	12,241,417	10,299,387	19,289	10,318,676
財 国庫支出金	2,014,656		2,014,656	701,049		701,049	701,049		701,049
源 地 方 債	1,190,000		1,190,000	912,000		912,000	912,000		912,000
内 そ の 他	1,578,460	5	1,578,465	422,152		422,152	412,988		412,988
訳 一 般 財 源	20,883,424	46,241	20,929,665	10,178,841	27,375	10,206,216	8,273,350	19,289	8,292,639

平成23年度 9月補正予算歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款 項 目	2款 総務費								
	うち総務部								
	1項 総務管理費			3項 徴税费					
	9目 県外事務所費						2目 賦課徴收費		
節	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報 酬	18,267		18,267	31,354		31,354	31,252		31,252
2 給 料				364,138		364,138			
3 職員手当等				184,324		184,324			
4 共 済 費	2,766		2,766	141,597		141,597	4,730		4,730
5 災 害 補 償 費									
6 恩給及び退職年金									
7 賃 金	81		81	277		277	277		277
8 報 償 費	2,376		2,376	134,439		134,439	134,303		134,303
9 旅 費	12,450		12,450	5,450		5,450	3,539		3,539
費用弁償	1,572		1,572	211		211	175		175
普通旅費	8,987		8,987	5,034		5,034	3,324		3,324
特別旅費	1,891		1,891	205		205	40		40
10 交 際 費	900		900						
11 需 用 費	16,525	105	16,630	9,667		9,667	6,131		6,131
12 役 務 費	15,085		15,085	27,457		27,457	25,807		25,807
13 委 託 料	27,051	17,084	44,135	129,016		129,016	128,551		128,551
14 使用料及び賃借料	40,843	2,100	42,943	10,156		10,156	8,604		8,604
15 工 事 請 負 費									
16 原 材 料 費									
17 公有財産購入費									
18 備 品 購 入 費	514		514	100		100			
19 負担金、補助及び交付金	15,406		15,406	876,680	8,086	884,766	868,074	8,086	876,160
20 扶 助 費									
21 賞 付 金									
22 補償、補填及び賠償金									
23 償還金、利子及び割引料									
24 投資及び出資金									
25 積 立 金									
26 寄 付 金									
27 公 課 費									
28 繰 出 金									
予 備 費									
計	152,264	19,289	171,553	1,914,655	8,086	1,922,741	1,211,268	8,086	1,219,354
財 源 内 訳	国庫支出金								
	地方債								
	その他	9,266		9,266	9,164		9,164	1,277	1,277
一 般 財 源	142,998	19,289	162,287	1,905,491	8,086	1,913,577	1,209,991	8,086	1,218,077

平成23年度 9月補正予算歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款 項 目	総 務 部 合 計		
	補正前	補正額	補正後
1 報 酬	202,254		202,254
2 給 料	1,844,090		1,844,090
3 職員手当等	4,727,771		4,727,771
4 共 済 費	722,470		722,470
5 災 害 補 償 費	500		500
6 恩給及び退職年金	36,315		36,315
7 賃 金	24,074		24,074
8 報 償 費	159,872		159,872
9 旅 費	115,333		115,333
費用弁償	2,987		2,987
普通旅費	99,287		99,287
特別旅費	13,059		13,059
10 交 際 費	4,400		4,400
11 需 用 費	237,608	105	237,713
12 役 務 費	155,839		155,839
13 委 託 料	804,709	17,084	821,793
14 使用料及び賃借料	163,269	2,100	165,369
15 工 事 請 負 費	1,955,321		1,955,321
16 原 材 料 費			
17 公有財産購入費			
18 備 品 購 入 費	7,960		7,960
19 負担金、補助及び交付金	8,036,595	8,086	8,044,681
20 扶 助 費			
21 貸 付 金			
22 補償、補填及び賠償金	3,954		3,954
23 償還金、利子及び割引料	5,849,494		5,849,494
24 投資及び出資金			
25 積 立 金	151,523		151,523
26 寄 付 金			
27 公 課 費			
28 繰 出 金	57,996,249		57,996,249
予 備 費	150,000		150,000
計	83,349,600	27,375	83,376,975
財 源			
内 国庫支出金	929,317		929,317
内 地 方 債	912,000		912,000
内 そ の 他	6,478,284		6,478,284
内 一 般 財 源	75,029,999	27,375	75,057,374

節 の 明 細

項 目	金額(千円)等
2款 総務費	
3項 徴税費	
2目 賦課徴收費	
負担金、補助 及び交付金	個人県民税徴收取扱費市町村交付金
	8,086

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度未までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事 項	限 度 額	前年度未までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳							
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源	一 般 財 源	国庫支出金	地方債	その他			
平成23年度 コンビニ納税収納代行委託	千円 1件当たり62円に収納取扱件数を乗じて得た額		千円 0		千円 0	平成24年度から 平成26年度まで 限度額に同じ							
平成23年度 納税通知書等作成業務委託	千円 2,894		千円 0		千円 2,894								2,894

条例名等

鳥取県公文書等の管理に関する条例の設定について

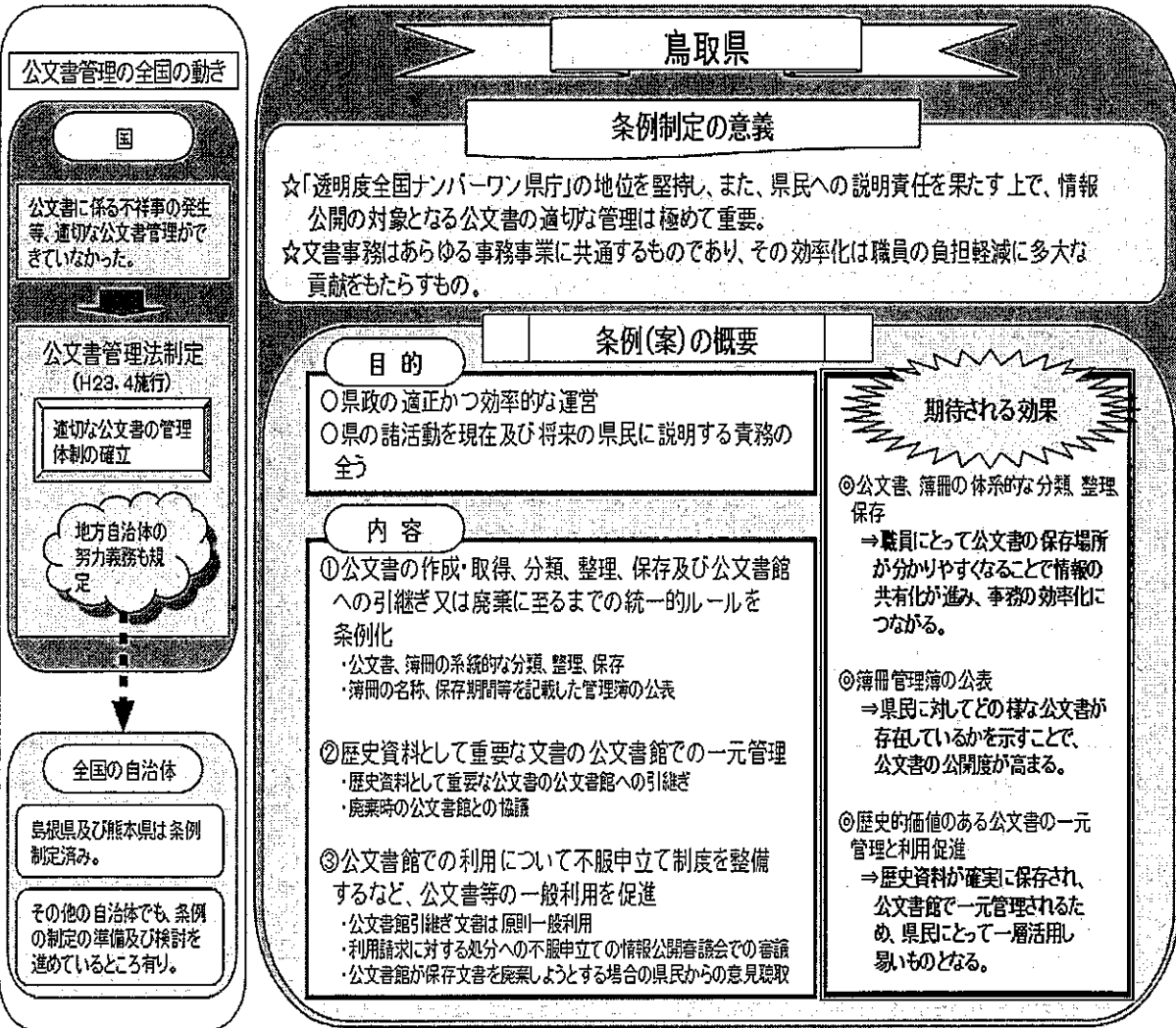
提出理由

1 提出理由

- (1) 国において、年金、C型肝炎等の問題で文書が不適切に扱われたことから、国民共有の貴重な知的資源である公文書等を適切に管理するため、公文書等の管理に関する法律が平成23年4月1日に施行された。同法により、地方公共団体も、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならないこととされている。
- (2) 本県においても、文書の紛失により公文書開示請求に対応できなかった事例の再発等を防止するため、公文書等をより適切に管理していく必要があり、さらに、県民共有の知的財産である公文書等を県職員だけではなく県民にとっても一層活用し易いものとするとともに、県の文書事務の効率化を図るため、公文書等の作成、保存、利用等について定める。

2 概要

鳥取県公文書等の管理に関する条例(案)について



<p>(1) 目的</p>	<p>この条例は、県の諸活動や歴史的事実を記録した公文書等が、県政に対する県民の知る権利に不可欠な県民共有の知的資源であることに鑑み、公文書等の管理に関する基本的事項を定めることにより、現用公文書の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって県政が適切かつ効率的に運営されるようにするとともに、県の諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。</p>
<p>(2) 定義</p>	<p>この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。</p> <p>ア 実施機関 知事、教育委員会、公安委員会、警察本部長、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び病院事業の管理者並びに県が設立した地方独立行政法人並びに鳥取県住宅供給公社及び鳥取県土地開発公社をいう。</p> <p>イ 現用公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書（図画、写真、スライド、マイクロフィルム及び電磁的記録を含む。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(ア) 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの</p> <p>(イ) 特定歴史公文書等</p> <p>(ウ) 図書館、博物館その他の施設において一般の利用に供することを目的として管理されているもの（特定歴史公文書等を除く。）</p> <p>ウ 歴史公文書等 次に掲げる文書をいう。</p> <p>(ア) 実施機関の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された文書</p> <p>(イ) 県民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された文書</p> <p>(ウ) 県民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された文書</p> <p>(エ) 県の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された文書</p> <p>(オ) (ア)から(エ)までに掲げるもののほか、歴史資料として重要な情報が記録された文書</p> <p>エ 特定歴史公文書等 歴史公文書等のうち、次に掲げるものをいう。</p> <p>(ア) 実施機関から公文書館に引き継がれたもの</p> <p>(イ) 議長から公文書館に引き継がれたもの</p> <p>(ウ) 法人等又は個人から公文書館に寄贈され、又は寄託されたもの</p> <p>オ 公文書等 現用公文書及び特定歴史公文書等をいう。</p>
<p>(3) 他の条例等との関係</p>	<p>公文書等の管理については、他の条例又は法律若しくはこれに基づく命令に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。</p>
<p>(4) 現用公文書の作成</p>	<p>実施機関の職員は、実施機関の意思決定が現用公文書の決裁により行われることに鑑み、県政に対する県民の知る権利を保障し、県の諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務を全うするため、当該実施機関の意思決定に至る経緯及び過程並びに当該実施機関の事務及び事業の実績について、現用公文書によって合理</p>

	的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならない。
(5) 現用公文書の整理	<p>ア 実施機関の職員は、現用公文書を作成し、又は取得したときは、当該現用公文書を当該実施機関の事務又は事業の性質、内容等に応じて系統的に分類し、これに分かりやすい名称を付するとともに、常時利用するものを除き、30年以下の保存期間を設定しなければならない。</p> <p>イ 実施機関の職員は、現用公文書の作成又は取得に係る事務が終了するまでに、相互に密接な関連を有する現用公文書を簿冊にまとめなければならない。ただし、インターネットの利用その他の方法により公表されている現用公文書については、この限りでない。</p> <p>ウ 実施機関の職員は、簿冊に分かりやすい名称を付するとともに、当該簿冊にまとめられた現用公文書の分類及び保存期間と同じ分類及び保存期間を設定し、これについて保存期間（延長された場合にあっては、延長後の保存期間。以下同じ。）が満了したときの措置として、歴史公文書等に該当する現用公文書を含む簿冊にあっては公文書館への引継ぎの措置を、それ以外の簿冊にあっては廃棄の措置をとるべきことを定めなければならない。</p> <p>エ 実施機関は、当該実施機関の事務又は事業の遂行上必要があると認めるときは、その必要な限度において、一定の期間を定めて保存期間を延長することができる。</p> <p>オ 実施機関は、公文書館の館長（以下「館長」という。）との協議により必要があると認めるときは、保存期間が満了したときの措置を変更することができる。</p>
(6) 簿冊の保存	<p>実施機関は、簿冊を、当該簿冊の保存期間の満了する日までの間、これにまとめられた現用公文書の内容、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。</p>
(7) 簿冊管理簿	<p>ア 実施機関は、簿冊の管理を適切に行うため、簿冊に係る次に掲げる事項を簿冊管理簿に記録しなければならない。ただし、1年未満の保存期間が設定された簿冊については、この限りでない。</p> <p>(ア) 分類 (イ) 名称 (ウ) 保存期間 (エ) 保存期間の満了する日 (オ) 保存期間が満了したときの措置 (カ) 保存場所 (キ) 簿冊作成日 (ク) 保存期間の起算日 (ケ) 記録媒体の種別</p> <p>イ 実施機関は、簿冊管理簿について、当該実施機関の事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。</p> <p>ウ 実施機関は、簿冊管理簿の公表に当たって、容易に簿冊の検索が行えるようにするなど、利便性の向上に努めなければならない。</p>
(8) 電子情報シス	<p>ア 実施機関は、現用公文書の管理を効率的に行うため、電子情</p>

<p>テムの利用等</p>	<p>報システム（電子計算機を利用して、電磁的記録により現用公文書の作成、取得、決裁、分類及び保存を行い、これらの情報を効率的に管理する仕組みをいう。）の利用及び簿冊の集中管理の推進に努めなければならない。</p> <p>イ 実施機関は、電子情報システムを利用して作成された現用公文書を含む簿冊を保存するときは、電磁的記録の滅失又は毀損に備え、当該簿冊を適切な記録媒体に複製し、複数保存するよう努めなければならない。</p>
<p>(9) 簿冊の引継ぎ又は廃棄</p>	<p>ア 実施機関は、保存期間が満了した簿冊について、公文書館へ引き継ぎ、又は廃棄しなければならない。</p> <p>イ 実施機関は、保存期間が満了した簿冊を廃棄しようとするときは、あらかじめ、館長に協議しなければならない。この場合において、館長は、簿冊にまとめられた現用公文書が歴史公文書等に該当すると認めるときは、当該簿冊を保有する実施機関に対し、当該簿冊を公文書館に引き継ぐよう求めることができる。</p> <p>ウ 実施機関は、公文書館に引き継ぐ簿冊について、公文書館において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。</p>
<p>(10) 文書管理規程</p>	<p>ア 実施機関は、現用公文書の管理が適正に行われることを確保するため、公文書の管理に関する定め（以下「文書管理規程」という。）を設けなければならない。</p> <p>イ 文書管理規程には、現用公文書に関する次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 作成に関する事項 (イ) 整理に関する事項 (ウ) 保存に関する事項 (エ) 簿冊管理簿に関する事項 (オ) 引継ぎ又は廃棄に関する事項 (カ) 管理体制の整備に関する事項 (キ) 点検に関する事項 (ク) 職員の研修に関する事項 (ケ) (ア)から(ク)までに掲げるもののほか、現用公文書の管理が適正に行われることを確保するために必要な事項 <p>ウ 実施機関は、文書管理規程を設けようとするときは、あらかじめ、知事に協議しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>エ 実施機関は、文書管理規程を設けたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。</p>
<p>(11) 議会文書の保存及び引継ぎ</p>	<p>ア 議長は、議会事務局の職員が職務上作成し、又は取得した文書であつて、議会事務局の職員が組織的に用いるものとして、議会が保有しているもの（以下「議会文書」という。）の適切な保存のために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>イ 館長は、議会文書について、歴史公文書等に該当すると認めるときは、議長との協議により、その引継ぎを受けることができる。</p> <p>ウ (9)ウは、議会文書を公文書館に引き継ぐ場合について準用する。</p>
<p>(12) 特定歴史公文書等の保存等</p>	<p>ア 館長は、特定歴史公文書等について、廃棄する場合を除き、永久に保存しなければならない。</p>

	<p>イ 館長は、単独で管理することが適当であると認める特定歴史公文書等を除き、当該歴史公文書等について系統的に分類し、簿冊にまとめるとともに、当該簿冊に分かりやすい名称を付さなければならない。</p> <p>ウ 館長は、特定歴史公文書等に個人情報が記録されている場合には、当該個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>エ (6)から(8)までは、特定歴史公文書等をまとめた簿冊及び単独で管理している特定歴史公文書等の保存について準用する。</p>
<p>(13) 特定歴史公文書等の利用</p>	<p>ア 館長は、公文書館において保存されている特定歴史公文書等については、イに掲げる場合を除き、一般の利用に供さなければならない。</p> <p>イ 館長は、次に掲げる場合には、特定歴史公文書等の全部又は一部を一般の利用に供しないものとするができる。</p> <p>(ア) 当該特定歴史公文書等が実施機関から引き継がれたものであって、当該歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合</p> <ul style="list-style-type: none"> a 法令等の規定により公にすることができない等の情報 b 個人に関する情報 c 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該歴史公文書等を引き継いだ実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報 <p>(イ) 当該特定歴史公文書等が議長から引き継がれたものであって、当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合</p> <ul style="list-style-type: none"> a 法令等の規定により公にすることができない等の情報 b 個人に関する情報 <p>(ウ) 当該特定歴史公文書等がその全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に法人等又は個人から寄贈され、又は寄託されたものであって、当該期間が経過していない場合</p> <p>(エ) 当該特定歴史公文書等の原本を利用に供することにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は実施機関若しくは議会において当該原本が現に利用されている場合</p> <p>ウ 館長は、利用請求に係る特定歴史公文書等がイの(ア)又は(イ)に該当するか否かについて判断するに当たっては、当該特定歴史公文書等が現用公文書又は議会文書として作成又は取得されてからの時の経過を考慮するとともに、利用制限に係る実施機関の長の意見が付されている場合には、当該意見を参酌しなければならない。</p> <p>エ 館長は、イの(ア)から(ウ)までに係る情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、利用請求をした者に対し、当該部分を除いた部分を利用させなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。</p>
<p>(14) 本人情報の取扱い</p>	<p>館長は、本人から、当該本人情報が記録されている特定歴史公文書等について利用請求があった場合において、本人であることを示す書類の提示又は提出があったときは、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該特定歴史公文書等につき当該本人情報が記録されてい</p>

	る部分についても、利用させなければならない。
(15) 第三者に対する意見書提出の機会の付与等	<p>ア 利用請求に係る特定歴史公文書等に第三者に関する情報が記録されている場合には、館長は、当該特定歴史公文書等を利用させるか否かについての決定をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。</p> <p>イ 館長は、第三者に関する情報が記録されている特定歴史公文書等の利用をさせようとする場合であって、当該情報が人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報に該当すると認めるときは、利用させる旨の決定に先立ち、当該第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称等を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 館長は、特定歴史公文書等であって、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると利用制限に係る意見を付されたものを利用させる旨の決定をする場合には、あらかじめ、当該特定歴史公文書等を引き継いだ実施機関又は議長に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称等を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。</p> <p>エ 館長は、意見書を提出する機会を与えられた第三者が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、当該歴史公文書等を利用させる旨の決定をするときは、その決定の日と利用させる日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、館長は、その決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、利用させる旨の決定をした旨及びその理由並びに利用させる日を書面により通知しなければならない。</p>
(16) 特定歴史公文書等の利用の方法	<p>館長が特定歴史公文書等を利用させる場合には、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付の方法により、スライド又はマイクロフィルムについては視聴又は写しの交付の方法により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案した方法により行う。ただし、閲覧又は視聴の方法により特定歴史公文書等を利用させることが当該特定歴史公文書等の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、その写しを閲覧又は視聴させる方法により、これを利用させることができる。</p>
(17) 費用負担	<p>写しの交付その他の物品の供与の方法により特定歴史公文書等を利用する者は、当該供与に要する費用を負担しなければならない。</p>
(18) 鳥取県情報公開審議会への諮問等	<p>ア 知事は、利用請求に対する処分について行政不服審査法による審査請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、鳥取県情報公開審議会に諮問しなければならない。</p> <p>(ア) 審査請求が不適法であり、却下するとき。</p> <p>(イ) 裁決で、審査請求に係る利用請求に対する処分を取り消し又は変更し、当該審査請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させることとするとき。ただし、当該審査請求に係る特定歴史公文書等の利用について反対意見書が提出されているときを除く。</p> <p>イ 知事は、アによる諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに、当該審査請求に対する裁決をしなければ</p>

	ならない。
(19) 諮問をした旨の通知	知事は、(18)アにより諮問をしたときは、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。 ア 審査請求人及び参加人 イ 利用請求をした者（利用請求をした者が審査請求人又は参加人である場合を除く。） ウ 当該審査請求に係る利用請求に対する処分について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
(20) 第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続	(15)エは、次のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。 ア 利用させる旨の決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決 イ 審査請求に係る利用請求に対する処分を変更し、当該利用請求に対する処分に係る特定歴史公文書等を利用させる旨の裁決（第三者である参加人が当該歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示している場合に限る。）
(21) 特定歴史公文書等の利用の促進	館長は、特定歴史公文書等について、展示その他の方法により一般の利用を促進する措置を講じなければならない。
(22) 実施機関等による利用の特例	特定歴史公文書等を引き継いだ実施機関又は議長は、当該実施機関又は議会の事務又は事業に必要であるときは、当該特定歴史公文書等を利用することができる。
(23) 特定歴史公文書等の廃棄	ア 館長は、特定歴史公文書等として保存している文書が歴史資料として重要でなくなったと認める場合には、当該文書を廃棄することができる。 イ 館長は、前項の規定により文書を廃棄しようとするときは、廃棄の日の1月前までに、当該文書の名称、廃棄の日等を公表しなければならない。 ウ 特定歴史公文書等の廃棄について異議のある者は、館長に対し、当該特定歴史公文書等について、廃棄の措置をとらないように求めることができる。
(24) 訴訟書類等の取扱い	ア 訴訟書類については、(4)から(10)までを適用しない。この場合において、実施機関は、訴訟書類の適切な保存のために必要な措置を講じなければならない。 イ 館長は、訴訟書類について、歴史公文書等に該当すると認めるときは、当該訴訟書類を保有する実施機関と協議し、その引継ぎを受けることができる。 ウ (9)ウは、訴訟書類を公文書館に引き継ぐ場合に準用する。 エ 刑事訴訟法の規定により押収した物については、この条例の規定は、適用しない。
(25) 研修	実施機関は、職員に対し、公文書等の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。
(26) 管理状況の公表	知事は、公文書等の管理の状況について、毎年度、その概要を公表しなければならない。
(27) 規則への委任	この条例に定めるもののほか、現用公文書の引継ぎ、特定歴史

	公文書等の利用その他この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
(28) 施行期日等	<p>ア 施行期日は、公布日とするイを除き、平成24年4月1日とする。</p> <p>イ 文書管理規程の制定及びこの条例の施行のために必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。</p> <p>ウ この条例の施行の際現に改正前の鳥取県立公文書館の設置及び管理に関する条例の規定により公文書館が保存する公文書等については、特定歴史公文書等とみなす。</p> <p>エ 鳥取県立公文書館の設置及び管理に関する条例、鳥取県情報公開条例及び鳥取県個人情報保護条例について所要の改正を行う。</p>

鳥取県公文書等の管理に関する条例案

目次

第1章 総則（第1条―第3条）

第2章 現用公文書の管理（第4条―第10条）

第3章 歴史公文書等の保存、利用等（第11条―第23条）

第4章 雑則（第24条―第27条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、県の諸活動や歴史的事実を記録した公文書等が、県政に対する県民の知る権利に不可欠な県民共有の知的資源であることに鑑み、公文書等の管理に関する基本的事項を定めることにより、現用公文書の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって県政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、県の諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）実施機関 知事、教育委員会、公安委員会、警察本部長、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び病院事業の管理者並びに県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）並びに鳥取県住宅供給公社及び鳥取県土地開発公社（以下「公社」という。）をいう。

（2）現用公文書 実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人及び公社にあつては、役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書（図画、写真、スライド、マイクロフィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を含む。第16条を除き、以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

イ 特定歴史公文書等

ウ 図書館、博物館その他の施設において一般の利用に供することを目的として管理されているもの（特定歴史公文書等を除く。）

（3）歴史公文書等 次に掲げる文書をいう。

ア 実施機関の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された文書

イ 県民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された文書

ウ 県民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された文書

エ 県の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された文書

オ アからエまでに掲げるもののほか、歴史資料として重要な情報が記録された文書

（4）特定歴史公文書等 歴史公文書等のうち、次に掲げるものをいう。

ア 第9条第1項又は第24条第2項の規定により実施機関から公文書館に引き継がれたもの

イ 第11条第2項の規定により議会の議長（以下「議長」という。）から公文書館に引き継がれたもの

ウ 法人その他の団体（県及び県が設立した地方独立行政法人並びに公社を除く。以下「法人等」という。）又は個人から公文書館に寄贈され、又は寄託されたもの

（5）公文書等 現用公文書及び特定歴史公文書等をいう。

（他の条例等との関係）

第3条 公文書等の管理については、他の条例又は法律若しくはこれに基づく命令に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

第2章 現用公文書の管理

(現用公文書の作成)

第4条 実施機関の職員は、実施機関の意思決定が現用公文書の決裁により行われることに鑑み、県政に対する県民の知る権利を保障し、県の諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務を全うするため、当該実施機関の意思決定に至る経緯及び過程並びに当該実施機関の事務及び事業の実績について、現用公文書によって合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならない。

(現用公文書の整理)

第5条 実施機関の職員は、現用公文書を作成し、又は取得したときは、当該実施機関の能率的な事務又は事業の処理に資するとともに、県の諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務が全うされるよう、当該現用公文書を当該実施機関の事務又は事業の性質、内容等に応じて系統的に分類し、これに分かりやすい名称を付するとともに、当該実施機関の事務又は事業に常時利用するものを除き、30年以下の保存期間を設定しなければならない。

2 実施機関の職員は、当該実施機関の能率的な事務又は事業の処理及び現用公文書の適切な保管に資するよう、現用公文書の作成又は取得に係る事務が終了するまでに、相互に密接な関連を有する現用公文書（分類及び保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）を一の集合物（以下「簿冊」という。）にまとめなければならない。ただし、インターネットの利用その他の方法により公表されている現用公文書については、この限りでない。

3 前項の場合において、実施機関の職員は、当該実施機関の能率的な事務又は事業の処理に資するとともに、県の諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務が全うされるよう、当該簿冊に分かりやすい名称を付するとともに、当該簿冊にまとめられた現用公文書の分類及び保存期間と同じ分類及び保存期間を設定し、これについて保存期間（延長された場合にあっては、延長後の保存期間。以下同じ。）が満了したときの措置として、歴史公文書等に該当する現用公文書を含む簿冊にあっては公文書館への引継ぎの措置を、それ以外の簿冊にあっては廃棄の措置をとるべきことを定めなければならない。

4 実施機関は、当該実施機関の事務又は事業の遂行上必要があると認めるときは、その必要な限度において、一定の期間を定めて第1項及び前項の規定により設定された保存期間を延長することができる。

5 実施機関は、公文書館の館長（以下「館長」という。）との協議により必要があると認めるときは、第3項の規定により定めた保存期間が満了したときの措置を変更することができる。

(簿冊の保存)

第6条 実施機関は、簿冊を、当該簿冊の保存期間の満了する日までの間、これにまとめられた現用公文書の内容、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

(簿冊管理簿)

第7条 実施機関は、簿冊の管理を適切に行うため、簿冊に係る次に掲げる事項（鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第9条第2項各号に掲げる情報に該当するものを除く。）を帳簿（以下「簿冊管理簿」という。）に記録しなければならない。ただし、1年未満の保存期間が設定された簿冊については、この限りでない。

- (1) 分類
- (2) 名称
- (3) 保存期間
- (4) 保存期間の満了する日
- (5) 保存期間が満了したときの措置
- (6) 保存場所

- (7) 簿冊作成日
- (8) 保存期間の起算日
- (9) 記録媒体の種別

2 実施機関は、簿冊管理簿について、当該実施機関の事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

3 実施機関は、簿冊管理簿の公表に当たって、容易に簿冊の検索が行えるようにするなど、利便性の向上に努めなければならない。

(電子情報システムの利用等)

第8条 実施機関は、現用公文書の管理を効率的に行うため、電子情報システム（電子計算機を利用して、電磁的記録により現用公文書の作成、取得、決裁、分類及び保存を行い、これらの情報を効率的に管理する仕組みをいう。以下この条において同じ。）の利用及び簿冊の集中管理の推進に努めなければならない。

2 実施機関は、電子情報システムを利用して作成された現用公文書を含む簿冊を保存するときは、電磁的記録の滅失又は毀損に備え、当該簿冊を適切な記録媒体に複製し、複数保存するよう努めなければならない。

(簿冊の引継ぎ又は廃棄)

第9条 実施機関は、保存期間が満了した簿冊について、第5条第3項の定め（変更された場合にあっては、変更後の定め）に基づき、公文書館へ引き継ぎ、又は廃棄しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により保存期間が満了した簿冊を廃棄しようとするときは、あらかじめ、館長に協議しなければならない。この場合において、館長は、簿冊にまとめられた現用公文書が歴史公文書等に該当すると認めるときは、当該簿冊を保有する実施機関に対し、当該簿冊を公文書館に引き継ぐよう求めることができる。

3 実施機関は、第1項の規定により公文書館に引き継ぐ簿冊について、第13条第2項各号に掲げる場合に該当するものとして公文書館において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。

(文書管理規程)

第10条 実施機関は、現用公文書の管理が第4条から前条までの規定に基づき適正に行われることを確保するため、現用公文書の管理に関する定め（以下「文書管理規程」という。）を設けなければならない。

2 文書管理規程には、現用公文書に関する次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 作成に関する事項
- (2) 整理に関する事項
- (3) 保存に関する事項
- (4) 簿冊管理簿に関する事項
- (5) 引継ぎ又は廃棄に関する事項
- (6) 管理体制の整備に関する事項
- (7) 点検に関する事項
- (8) 職員の研修に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、現用公文書の管理が適正に行われることを確保するために必要な事項

3 実施機関は、文書管理規程を設けようとするときは、あらかじめ、知事に協議しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 実施機関は、文書管理規程を設けたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

第3章 歴史公文書等の保存、利用等

(議会文書の保存及び引継ぎ)

第11条 議長は、議会事務局の職員が職務上作成し、又は取得した文書であって、議会事務局の職員が組織的に用いるものとして、議会が保有しているもの（以下「議会文書」という。）の適切な保存のために必要な措置を講ずるものとする。

2 館長は、議会文書について、歴史公文書等に該当すると認めるときは、議長との協議により、その引継ぎを受けることができる。

3 第9条第3項の規定は、前項の規定により議会文書を公文書館に引き継ぐ場合について準用する。この場合において、同項中「実施機関」とあるのは「議長」と、「第1項」とあるのは「第11条第2項」と読み替えるものとする。

(特定歴史公文書等の保存等)

第12条 館長は、特定歴史公文書等について、第23条の規定により廃棄する場合を除き、永久に保存しなければならない。

2 館長は、特定歴史公文書等の適切な保管並びに県の諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務が全うされるよう、単独で管理することが適当であると認める特定歴史公文書等を除き、当該特定歴史公文書等について系統的に分類し、簿冊にまとめるとともに、当該簿冊に分かりやすい名称を付さなければならない。

3 館長は、特定歴史公文書等に鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）第2条第1号に規定する個人情報が記録されている場合には、当該個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 第6条から第8条までの規定は、特定歴史公文書等をまとめた簿冊及び単独で管理している特定歴史公文書等の保存について準用する。この場合において、これらの規定中「実施機関」とあるのは「館長」と、第6条中「当該簿冊の保存期間の満了する日までの間、これにまとめられた現用公文書の内容」とあるのは「特定歴史公文書等の内容、保存状態」と、第7条第1項中「簿冊に係る次に掲げる事項（鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第9条第2項各号に掲げる情報に該当するものを除く。）」とあるのは「簿冊の引継ぎをした実施機関又は議会の名称並びに当該簿冊に係る第1号から第3号まで及び第6号から第9号までに掲げる事項」と、同条第2項中「当該実施機関の事務所」とあるのは「公文書館」と、第8条中「現用公文書」とあるのは「特定歴史公文書等」と読み替えるものとする。

(特定歴史公文書等の利用)

第13条 館長は、次項に掲げる場合を除き、特定歴史公文書等を一般の利用に供さなければならない。

2 館長は、次に掲げる場合には、当該特定歴史公文書等の全部又は一部を一般の利用に供しないものとすることができる。

(1) 当該特定歴史公文書等が実施機関から引き継がれたものであって、当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合

ア 鳥取県情報公開条例第9条第2項第1号、第3号又は第6号（同号ア又はオに掲げるおそれがあるものに限る。）に掲げる情報

イ 鳥取県情報公開条例第9条第2項第2号に掲げる情報

ウ 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該歴史公文書等を引き継いだ実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(2) 当該特定歴史公文書等が議長から引き継がれたものであって、当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合

ア 鳥取県議会情報公開条例第8条第1号、第3号から第5号まで又は第7号（同号ア又はオに掲げるおそれがあるものに限る。）に掲げる情報

イ 鳥取県議会情報公開条例（平成12年鳥取県条例第59号）第8条第2号に掲げる情報

(3) 当該特定歴史公文書等がその全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に法人等又は個人から寄贈され、又は寄託されたものであって、当該期間が経過していない場合

(4) 当該特定歴史公文書等の原本を利用に供することにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は実施機関若しくは議会において当該原本が現に利用されている場合（公文書館において、当該原本の保存又は利用のために必要な措置が行われている場合を含む。）

3 館長は、利用の請求（以下「利用請求」という。）に係る特定歴史公文書等が前項第1号又は第2号に該当

するか否かについて判断するに当たっては、当該特定歴史公文書等が現用公文書又は議会文書として作成又は取得されてからの時の経過を考慮するとともに、当該特定歴史公文書等に第9条第3項（第11条第3項又は第24条第3項において準用する場合を含む。第15条第3項において同じ。）の規定による意見が付されている場合には、当該意見を参酌しなければならない。

- 4 館長は、利用請求に係る特定歴史公文書等が第2項第1号から第3号までに掲げる場合であっても、同項第1号若しくは第2号に掲げる情報又は同項第3号の条件に係る情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、当該利用請求をした者に対し、当該部分を除いた部分を利用させなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

（本人情報の取扱い）

第14条 館長は、前条第2項第1号イ及び第2号イの規定にかかわらず、これらの規定に掲げる情報により識別される特定の個人（以下この条において「本人」という。）から、当該情報が記録されている特定歴史公文書等について利用請求があった場合において、規則で定めるところにより本人であることを示す書類の提示又は提出があったときは、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該特定歴史公文書等につきこれらの規定に掲げる情報が記録されている部分についても、利用させなければならない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第15条 利用請求に係る特定歴史公文書等に国、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人、公社及び利用請求をした者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されている場合には、館長は、当該特定歴史公文書等を利用させるか否かについての決定をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 館長は、第三者に関する情報が記録されている特定歴史公文書等の利用をさせようとする場合であって、当該情報が鳥取県情報公開条例第9条第2項第2号イ若しくは第3号ただし書又は鳥取県議会情報公開条例第8条第2号イ若しくは第3号ただし書に規定する情報に該当すると認めるときは、利用させる旨の決定に先立ち、当該第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- 3 館長は、特定歴史公文書等であって第13条第2項第1号ウに該当するものとして第9条第3項の規定により意見を付されたものを利用させる旨の決定をする場合には、あらかじめ、当該特定歴史公文書等を引き継いだ実施機関又は議長に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。

- 4 館長は、第1項又は第2項の規定により意見書を提出する機会を与えられた第三者が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、当該特定歴史公文書等を利用させる旨の決定をするときは、その決定の日と利用させる日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、館長は、その決定後直ちに、当該意見書（第18条第1項第2号及び第19条第3号において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、利用させる旨の決定をした旨及びその理由並びに利用させる日を書面により通知しなければならない。

（特定歴史公文書等の利用の方法）

第16条 館長が特定歴史公文書等を利用させる場合には、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付の方法により、スライド又はマイクロフィルムについては視聴又は写しの交付の方法により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧又は視聴の方法により特定歴史公文書等を利用させることが当該特定歴史公文書等の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しを閲覧又は視聴させる方法により、これを利用させることができる。

(費用負担)

第17条 写しの交付その他の物品の供与の方法により特定歴史公文書等を利用する者は、当該供与に要する費用を負担しなければならない。

(鳥取県情報公開審議会への諮問等)

第18条 知事は、利用請求に対する処分について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、鳥取県情報公開審議会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。

(2) 裁決で、審査請求に係る処分を取り消し又は変更し、当該審査請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させることとするとき。ただし、当該審査請求に係る特定歴史公文書等の利用について反対意見書が提出されているときを除く。

2 知事は、前項の規定による諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第19条 知事は、前条第1項の規定により諮問をしたときは、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人

(2) 利用請求をした者(利用請求をした者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(3) 審査請求に係る処分について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第20条 第15条第4項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 特定歴史公文書等を利用させる旨の決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る処分を変更し、当該審査請求に係る特定歴史公文書等を利用させる旨の裁決(第三者である参加人が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示している場合に限る。)

(特定歴史公文書等の利用の促進)

第21条 館長は、特定歴史公文書等(第13条第1項の規定により一般の利用に供するものに限る。)について、展示その他の方法により一般の利用を促進する措置を講じなければならない。

(実施機関等による利用の特例)

第22条 特定歴史公文書等を引き継いだ実施機関又は議長は、当該実施機関又は議会の事務又は事業に必要であるときは、第13条第2項第1号又は第2号の規定にかかわらず、当該特定歴史公文書等を利用することができる。

(特定歴史公文書等の廃棄)

第23条 館長は、特定歴史公文書等として保存している文書が歴史資料として重要でなくなったと認める場合には、当該文書を廃棄することができる。

2 館長は、前項の規定により文書を廃棄しようとするときは、廃棄の日の1月前までに、当該文書の名称、廃棄の日その他規則で定める事項を公表しなければならない。

3 第1項の規定による文書の廃棄について異議のある者は、館長に対し、当該特定歴史公文書等について、廃棄の措置をとらないように求めることができる。

第4章 雑則

(訴訟書類等の取扱い)

第24条 刑事訴訟に関する書類(以下「訴訟書類」という。)については、第2章の規定は、適用しない。この場合において、実施機関は、訴訟書類の適切な保存のために必要な措置を講じなければならない。

2 館長は、訴訟書類について、歴史公文書等に該当すると認めるときは、当該訴訟書類を保有する実施機関と協議し、その引継ぎを受けることができる。

3 第9条第3項の規定は、前項の規定により訴訟書類を公文書館に引き継ぐ場合に準用する。この場合におい

て、同項中「第1項」とあるのは、「第24条第2項」と読み替えるものとする。

4 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の規定により押収した物については、この条例の規定は、適用しない。

（研修）

第25条 実施機関は、当該実施機関の職員に対し、公文書等の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

（管理状況の公表）

第26条 知事は、公文書等の管理の状況について、毎年度、その概要を公表しなければならない。

（規則への委任）

第27条 この条例に定めるもののほか、現用公文書の引継ぎ、特定歴史公文書等の利用その他この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 第10条の規定による文書管理規程の制定及びこの条例の施行のために必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（経過措置）

3 この条例の施行の際現に次項の規定による改正前の鳥取県立公文書館の設置及び管理に関する条例（平成2年鳥取県条例第6号）第3条第1号の規定により公文書館が保存する公文書等については、特定歴史公文書等とみなす。

（鳥取県立公文書館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

4 鳥取県立公文書館の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下この項において「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下この項において「移動後条等」という。）が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には、当該移動条等（以下この項において「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等（以下この項において「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに削除条等を除く。以下この項において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに追加条等を除く。以下この項において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（設置） 第2条 <u>鳥取県公文書等の管理に関する条例（平成23年鳥取県条例第 号）第2条第3号に規定する歴史公文書等</u> （以下「公文書等」という。）を保存し、県民の利用に供するとともに、県政に関する情報を県民に提供し、もって学術及び文化の発展と開かれた県政の推進に資するため、鳥取県立公文書館（以下「公文書館」という。）を鳥取市に設置す	（設置） 第2条 <u>歴史資料として重要な県の公文書その他の記録</u> （以下「公文書等」という。）を保存し、県民の利用に供するとともに、県政に関する情報を県民に提供し、もって学術及び文化の発展と開かれた県政の推進に資するため、鳥取県立公文書館（以下「公文書館」という。）を鳥取市に設置する。

る。

(業務)

第3条 公文書館は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 公文書等を保存し、及び一般の利用に供すること。
- (2) 公文書等の保存及び利用に関する調査研究を行うこと。
- (3) 公文書等の保存及び利用に関する研修を行うこと。
- (4) 県の施策その他県政に係る歴史的事実に関する調査研究及び情報の提供を行うこと。
- (5) 略

(業務)

第3条 公文書館は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 公文書等の収集、整理及び保存に関すること。
- (2) 公文書等の閲覧、展示その他の利用に関すること。
- (3) 公文書等に関する調査研究に関すること。
- (4) 県の施策その他県政に関する情報の提供に関すること。
- (5) 略

(公文書等の利用)

第6条 公文書等は、次条に掲げる場合を除き、一般の利用に供するものとする。

2 公文書等の利用は、閲覧、視聴、写しの交付その他当該公文書等の種別を勘案して規則で定める方法により行う。

(公文書等の利用の制限)

第7条 館長は、次に掲げる場合は、当該公文書等の全部又は一部を一般の利用に供しないものとすることができる。

- (1) 当該公文書等（広報資料、統計資料、計画書、調査報告書その他の情報提供を目的とする資料を除く。以下この号及び次号において同じ。）が完結日（当該公文書等に係る事務の処理が終了した日をいう。次号において同じ。）の属する年度の翌年度の4月1日から起算して30年を経過していないものであるとき。
- (2) 当該公文書等が完結日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して30年を経過したものであって、次に掲げる情報のいずれかが記録されているものであるとき。

ア 鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第9条第2項第2号、第3号又は第6号（同号ア又はオに該当するものに限る。）に掲げる情報

イ 法令の規定又は当該公文書等を引き継いだ県

の機関が法令上従わなければならない各大臣等の指示により公にすることができない情報

ウ 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該公文書等を引き継いだ県の機関が認めることにつき相当の理由があると館長が認める情報

2 館長は、公文書等の全部又は一部を一定の期間公にしないこと又は一般の者への利用を制限することを条件に個人又は法人その他の団体から当該公文書等の寄贈又は寄託を受けている場合は、当該条件に従い、当該公文書等の全部又は一部の一般の利用を制限するものとする。

3 館長は、公文書等の原本を一般の利用に供することにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は公文書館において当該原本が現に使用されている場合（公文書館において、当該公文書等の保存又は利用の開始のために必要な措置が行われている場合を含む。）は、当該原本の一般の利用の方法又は期間を制限することができる。

4 館長は、第1項第2号に掲げる場合又は第2項に該当する場合であっても、第1項第2号に掲げる情報又は第2項の条件に係る情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、当該公文書等の利用を求める者に対し、当該部分を除いた部分を利用させるものとする。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

(行為の制限等)

第6条 公文書館においては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 公文書館の施設又は設備を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。

(2)及び(3) 略

(4) 喫煙し、又は飲食をすること。

(5) 寄付の勧誘をし、又は署名活動を行うこと。

(6) 物品の販売を行うこと。

(7) 前各号に掲げるもののほか、館長が定める行為

2 略

(行為の制限等)

第8条 公文書館においては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 公文書館の施設又は設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。

(2)及び(3) 略

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める行為

2 略

(費用負担)

第9条 第6条第2項の規定により公文書等の写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を

<p>(委任)</p> <p>第7条 この条例に定めるもののほか、公文書館の管理に関し必要な事項は、<u>館長</u>が定める。</p>	<p><u>負担しなければならない。</u></p> <p>(規則への委任)</p> <p>第10条 この条例に定めるもののほか、公文書館の管理に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p>
--	--

(鳥取県情報公開条例の一部改正)

5 鳥取県情報公開条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この項において「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この項において「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下この項において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下この項において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下この項において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人及び公社にあっては、役員を含む。以下この項において同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、スライド（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>鳥取県公文書等の管理に関する条例（平成23年鳥取県条例第 号。以下「公文書条例」という。）第2条第4号に規定する特定歴史公文書等（以下「特定歴史公文書等」という。）</u></p> <p>(3) <u>図書館、博物館その他の施設において一般の利用に供することを目的として管理されているもの（特定歴史公文書等を除く。）</u></p> <p>(設置)</p> <p>第22条 次に掲げる事務を行わせるため、鳥取県情報</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人及び公社にあっては、役員を含む。以下この項において同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、スライド（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>県立の図書館、博物館、公文書館その他の施設において一般の利用に供することを目的として管理されているもの</u></p> <p>(設置)</p> <p>第22条 次に掲げる事務を行わせるため、鳥取県情報</p>

公開審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(1) 略

(2) 公文書条例第18条第1項の規定による審査請求に係る諮問に応じて審議すること。

(3) この条例の施行に関する重要事項について、知事に意見を述べること。

(4) 略

(庶務)

第27条 審議会の庶務は、未来づくり推進局及び総務部において処理する。

(審議会の調査権限)

第28条 審議会は、必要があると認めるときは、第19条第1項の規定により諮問をした実施機関又は公文書条例第18条第1項の規定により諮問をした知事（以下「諮問機関」という。）に対し、開示決定等に係る公文書又は利用請求（公文書条例第13条第3項に規定する利用請求をいう。第3項において同じ。）に対する処分に係る特定歴史公文書等の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された公文書又は特定歴史公文書等の開示を求めることができない。

2 略

3 審議会は、必要があると認めるときは、諮問機関に対し、不服申立てのあった開示決定等に係る公文書又は利用請求に対する処分に係る特定歴史公文書等に記録されている情報の内容を審議会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。

4 略

(意見書等の提出)

第30条 略

2 審議会は、不服申立てに係る諮問に対し開示決定又は特定歴史公文書等を利用させるとの決定をすべき旨の答申をしようとするときは、第14条第1項及び第2項又は公文書条例第15条第1項及び第2項の規定による意見書を提出する機会を付与しなかつた第三者に対し、意見書等を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しないときは、この限りでない。

3及び4 略

公開審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(1) 略

(2) その他この条例の施行に関する重要事項について、知事に意見を述べること。

(3) 略

(庶務)

第27条 審議会の庶務は、未来づくり推進局において処理する。

(審議会の調査権限)

第28条 審議会は、必要があると認めるときは、第19条第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問機関」という。）に対し、開示決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された公文書の開示を求めることができない。

2 略

3 審議会は、必要があると認めるときは、諮問機関に対し、不服申立てのあった開示決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審議会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。

4 略

(意見書等の提出)

第30条 略

2 審議会は、不服申立てに係る諮問に対し開示決定をすべき旨の答申をしようとするときは、第14条第1項及び第2項の規定による意見書を提出する機会を付与しなかつた第三者に対し、意見書等を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しないときは、この限りでない。

3及び4 略

<p>(公文書の管理)</p> <p>第40条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、<u>公文書条例の規定に基づき</u>、公文書を適正に管理しなければならない。</p>	<p>(公文書の管理)</p> <p>第40条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、<u>公文書の管理に関する定めを設けるとともに</u>、公文書を適正に管理しなければならない。</p>
--	--

(鳥取県個人情報保護条例の一部改正)

6 鳥取県個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この項において「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この項において「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下この項において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）を加える。

改正後	改正前
<p>(適用除外)</p> <p>第38条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 鳥取県公文書等の管理に関する条例（平成23年鳥取県条例第 号）第2条第4号に規定する特定歴史公文書等（以下「特定歴史公文書等」という。）に記録されている個人情報</u></p> <p><u>(6) 図書館、博物館その他の施設において一般の利用に供することを目的として管理されている公文書等（特定歴史公文書等を除く。）に記録されている個人情報</u></p> <p>2 略</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第38条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 図書館、博物館その他の施設において一般の利用に供することを目的として管理されている公文書等に記録されている個人情報</p> <p>2 略</p>

条例名等

鳥取県税条例の一部改正について

提出理由及び概要

1 提出理由

本県では「産業振興」を県の最重要課題の一つとして位置づけ、安定かつ持続可能な経済成長を実現するために、成長が見込まれる産業分野への戦略的な施策の推進や「雇用創造1万人プロジェクト」の実施など企業立地や雇用創出に向けた様々な事業に積極的に取り組んでいるところであり、これらの事業を実施していくためには引き続き多額の費用が必要である。

このたび、法人の県民税の法人税割に係る超過課税の特例期間が終了することに鑑み、産業振興の財源の一部に充てるため、特例期間を5年間延長するとともに、中小法人等に対する不均一課税を実施する等の改正を行う。

2 概要

(1) 法人県民税法人税割に係る超過課税等の延長

法人の県民税の法人税割に係る超過課税及び中小法人等に対する不均一課税の適用期限を平成29年3月31日(現行 平成24年3月31日)まで延長する。

【税率の適用区分】

本則税率		5.0パーセント
特例期間中の法人税割の税率	中小法人等(資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人等であつて、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年1,000万円以下のもの)	5.0パーセント
	中小法人等以外の法人	5.8パーセント

(2) 地方税法施行令の一部改正等に伴う規定の整備

地方税法施行令の一部改正(平成23年6月30日公布)に伴い、認定中小企業承継事業再生計画の認定を受けた事業者の事業の譲渡に係る不動産の取得に対して課する不動産取得税の減額に関する申告について定めた規定中、引用している地方税法施行令の根拠条項を改める等の所要の規定の整備を行う。

3 施行期日

施行期日は、公布日とする2(2)を除き、平成24年4月1日とする。

【参考】

① 対象法人及び税収実績(見込)額
[超過課税対象法人]

約1,400社(全法人の約12%)
※対象法人のうち約1,200社は県外に本店がある法人

[税収実績(見込)額](単位:億円)

	県民税法人割の税収	うち超過課税分
19年度	17.5	2.1
20年度	18.4	2.3
21年度	11.7	1.4
22年度	14.1	1.7
23年度見込	14.1	1.7

② 税収の用途(平成23年度事業の主なもの)

産業振興等の財源の一部に充てるものとしている。(ただし、標準税率分と区分することなく、一般財源として歳入)

(単位:億円)

主な事業(例示)	H23予算額
雇用維持・企業再構築研究開発補助金	1.0
雇用維持企業再構築支援事業	0.6
県内企業雇用維持支援事業	0.4
素形材産業高度化支援事業	1.0
次世代環境ビジネス創出事業	0.3
事業費計	3.3

※H23予算額は6月補正後の額。

③ 法人県民税法人税割の超過課税の全国の実施状況について

概ね本県と同様、昭和50年代から超過課税を開始し、以後数年おきに延長している。

実施	未実施
静岡県を除く46都道府県(東京都及び大阪府は6.0%、それ以外は5.8%の超過税率を適用)	静岡県(ただし、法人事業税で超過課税を実施)

鳥取県税条例の一部を改正する条例案

鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後			改正前		
<p>(法人税割の税率)</p> <p>第40条 法人税割の税率は、次の表の法人税割の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の税率の欄に定める率とする。</p>			<p>(法人税割の税率)</p> <p>第40条 法人税割の税率は、次の表の法人税割の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の税率の欄に定める率とする。</p>		
法人税割		税率	法人税割		税率
(1) (2)に掲げる法人税割以外の法人税割		100分の5	(1) (2)に掲げる法人税割以外の法人税割		100分の5
(2) 平成19年4月1日から平成29年3月31日までの間に終了する各事業年度分の法人税割	ア イに掲げる法人税割以外の法人税割	100分の5.8	(2) 平成19年4月1日から平成24年3月31日までの間に終了する各事業年度分の法人税割	ア イに掲げる法人税割以外の法人税割	100分の5.8
	イ 中小法人等に対する各事業年度分の法人税割	100分の5		イ 中小法人等に対する各事業年度分の法人税割	100分の5
2～6 略			2～6 略		
<p>(認定中小企業承継事業再生計画の認定を受けた事業者の事業の譲渡に係る不動産の取得に対して課する不動産取得税の減額に関する申告)</p> <p>第111条 法附則第11条の4第3項の規定の適用を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書に、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成11年法律第131号）第39条の3第3項に規定する認定中小企業承継事業再生計画（以下この条及び次条において「認定計画」という。）に従って行われた法附則第11条の4第3項に規定する事業の譲渡又は資産の譲渡に係る不動産の取得であることを証明する書類及び当該不動産の取得の日から引き続き3年以上当該不動産を認定計画に係る事業の用に供したことを証明する書類を添付して、知事に提出しなければならない。</p>			<p>(認定中小企業承継事業再生計画の認定を受けた事業者の事業の譲渡に係る不動産の取得に対して課する不動産取得税の減額に関する申告)</p> <p>第111条 法附則第11条の4第3項の規定の適用を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書に、<u>同項に規定する産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成11年法律第131号）第39条の3第3項に規定する認定中小企業承継事業再生計画（以下この条及び次条において「認定計画」という。）に従って行われた同項に規定する事業の譲渡又は資産の譲渡に係る不動産の取得であることを証明する書類及び当該不動産の取得の日から引き続き3年以上当該不動産を認定計画に係る事業の用に供したことを証明する書類を添付して、知事に提出しなければならない。</u></p>		

(1)～(3) 略

(4) 施行令附則第9条の2第2項に規定する建設
計画中の不動産（次条において「建設計画中の不
動産」という。）にあつては、建設開始年月日

(1)～(3) 略

(4) 施行令附則第9条の3第2項に規定する建設
計画中の不動産（次条において「建設計画中の不
動産」という。）にあつては、建設開始年月日

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第111条の改正規定は、公布の日から施行する。

<p>条 例 名 等</p>	<p>議会の委任による専決処分報告について (4) 特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部改正 について (平成23年7月28日専決)</p>	
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 中心市街地の活性化に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1) 中心市街地における不動産取得税の不均一課税について定める規定中、引用している中心市街地の活性化に関する法律の根拠条項を改める。 (2) 施行期日は、平成23年8月2日とする。</p> <p>(参考) 中心市街地の活性化に関する法律の一部改正の概要 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第1次一括法)が公布され、中心市街地の活性化に関する法律が一部改正された。 中心市街地活性化基本計画の認定に当たって地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るための改正に伴い、中心市街地における不動産取得税の不均一課税について定める規定について、認定基本計画の定義を引用する条項に移動が生じたもの。</p> <p>中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号) (抜粋)</p>	
	<p style="text-align: center;">改 正 後</p> <p>(基本計画の認定) 第9条 略 2～10 略 11 市町村は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、都道府県及び第5項の規定により意見を聴いた中心市街地活性化協議会又は商工会若しくは商工会議所に当該認定を受けた基本計画(以下「認定基本計画」という。)の写しを送付するとともに、その内容を公表しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">改 正 前</p> <p>(基本計画の認定) 第9条 略 2～9 略 10 市町村は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、都道府県及び第4項の規定により意見を聴いた中心市街地活性化協議会又は商工会若しくは商工会議所に当該認定を受けた基本計画(以下「認定基本計画」という。)の写しを送付するとともに、その内容を公表しなければならない。</p>

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例（平成12年鳥取県条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(中心市街地における不動産取得税の不均一課税)</p> <p>第4条 中心市街地法第9条第11項に規定する認定基本計画の公表の日（その日が中心市街地の活性化に関する法律第48条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成11年自治省令第9号。以下「中心市街地法省令」という。）第3条に規定する期間内であるものに限る。以下この条において「公表日」という。）から起算して3年以内に、中心市街地法省令第2条第1項に規定する商業基盤施設（以下「商業基盤施設」という。）を設置した者については、当該商業基盤施設の用に供する家屋（当該商業基盤施設の用に供する部分に限るものとし、事務所、宿舍又は宿泊施設、遊技施設、飲食店、喫茶店若しくは物品販売施設のうちその利用について対価若しくは負担として支払うべき金額の定めのある施設に係るものを除く。）又はその敷地である土地の取得（公表日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の税率は、鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号。以下「県税条例」という。）第79条の規定にかかわらず、100分の0.4とする。</p>	<p>(中心市街地における不動産取得税の不均一課税)</p> <p>第4条 中心市街地法第9条第10項に規定する認定基本計画の公表の日（その日が中心市街地の活性化に関する法律第48条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成11年自治省令第9号。以下「中心市街地法省令」という。）第3条に規定する期間内であるものに限る。以下この条において「公表日」という。）から起算して3年以内に、中心市街地法省令第2条第1項に規定する商業基盤施設（以下「商業基盤施設」という。）を設置した者については、当該商業基盤施設の用に供する家屋（当該商業基盤施設の用に供する部分に限るものとし、事務所、宿舍又は宿泊施設、遊技施設、飲食店、喫茶店若しくは物品販売施設のうちその利用について対価若しくは負担として支払うべき金額の定めのある施設に係るものを除く。）又はその敷地である土地の取得（公表日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の税率は、鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号。以下「県税条例」という。）第79条の規定にかかわらず、100分の0.4とする。</p>

附 則

この条例は、平成23年8月2日から施行する。

<p>条例名等</p>	<p>議会の委任による専決処分報告について (7) 鳥取県教育審議会条例及び鳥取県税条例の一部改正について (鳥取県税条例の一部改正について) (平成23年8月7日専決)</p>					
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 スポーツ振興法が全部改正されたことに伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1) ゴルフ場利用税の税率の特例について定めた規定中、引用しているスポーツ振興法の法律名及び根拠条項を改める。 (2) 施行期日は、平成23年8月24日とする。</p> <p>(参考) スポーツ振興法の全部改正の概要 昭和36年に制定されたスポーツ振興法を50年ぶりにスポーツ基本法として全部改正し、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めるもの。 これに伴い、国民体育大会等の指定練習日におけるゴルフ場利用税の税率の特例を定めた規定について、国民体育大会の定義を引用する法律名及び根拠条項に移動が生じたもの。</p> <p>スポーツ振興法(昭和36年法律第141号) (抜粋)</p> <table border="1" data-bbox="209 1064 1393 1686"> <thead> <tr> <th data-bbox="209 1064 804 1104">改正後</th> <th data-bbox="804 1064 1393 1104">改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="209 1104 804 1686"> <p style="text-align: center;"><u>スポーツ基本法</u></p> <p>(国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会)</p> <p><u>第26条</u> 国民体育大会は、<u>公益財団法人日本体育協会</u>(昭和2年8月8日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。)、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。</p> <p>2及び3 略</p> </td> <td data-bbox="804 1104 1393 1686"> <p style="text-align: center;"><u>スポーツ振興法</u></p> <p>(国民体育大会)</p> <p><u>第6条</u> 国民体育大会は、<u>財団法人日本体育協会</u>(昭和2年8月8日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。第3項において同じ。)、国及び開催地の都道府県が共同して開催する。</p> <p><u>2</u> 国民体育大会においては、都道府県ごとに選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。</p> <p>3 略</p> </td> </tr> </tbody> </table>		改正後	改正前	<p style="text-align: center;"><u>スポーツ基本法</u></p> <p>(国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会)</p> <p><u>第26条</u> 国民体育大会は、<u>公益財団法人日本体育協会</u>(昭和2年8月8日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。)、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。</p> <p>2及び3 略</p>	<p style="text-align: center;"><u>スポーツ振興法</u></p> <p>(国民体育大会)</p> <p><u>第6条</u> 国民体育大会は、<u>財団法人日本体育協会</u>(昭和2年8月8日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。第3項において同じ。)、国及び開催地の都道府県が共同して開催する。</p> <p><u>2</u> 国民体育大会においては、都道府県ごとに選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。</p> <p>3 略</p>
改正後	改正前					
<p style="text-align: center;"><u>スポーツ基本法</u></p> <p>(国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会)</p> <p><u>第26条</u> 国民体育大会は、<u>公益財団法人日本体育協会</u>(昭和2年8月8日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。)、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。</p> <p>2及び3 略</p>	<p style="text-align: center;"><u>スポーツ振興法</u></p> <p>(国民体育大会)</p> <p><u>第6条</u> 国民体育大会は、<u>財団法人日本体育協会</u>(昭和2年8月8日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。第3項において同じ。)、国及び開催地の都道府県が共同して開催する。</p> <p><u>2</u> 国民体育大会においては、都道府県ごとに選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。</p> <p>3 略</p>					

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(ゴルフ場利用税の税率の特例)</p> <p>第127条 次に掲げる者に係るゴルフ場の利用に対して課するゴルフ場利用税の税率は、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項に規定する税率の2分の1とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第26条第1項</u>に規定する国民体育大会（以下「国民体育大会」という。）及びその予選会について指定された練習日における練習のためにゴルフ場を利用するプロゴルファー以外の選手</p> <p>(4) 略</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(ゴルフ場利用税の税率の特例)</p> <p>第127条 次に掲げる者に係るゴルフ場の利用に対して課するゴルフ場利用税の税率は、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項に規定する税率の2分の1とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）第6条</u>に規定する国民体育大会（以下「国民体育大会」という。）及びその予選会について指定された練習日における練習のためにゴルフ場を利用するプロゴルファー以外の選手</p> <p>(4) 略</p> <p>2及び3 略</p>

附 則

この条例は、平成23年8月24日から施行する。

<p>条 例 名 等</p>	<p>議会の委任による専決処分報告について (15) 障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について (鳥取県税条例の一部改正について) (平成23年8月27日専決)</p>	
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 障害者自立支援法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1) 自動車税の課税免除の対象を定めた規定中、引用する障害者自立支援法の条項を改める。 (2) 施行期日は、平成23年10月1日とする。</p> <p>(参考) 障害者自立支援法の一部改正の概要 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間における障害者等の地域生活支援のため、障害者自立支援法が一部改正された。 地域における自立した生活のための支援の充実に当たり、重度の視覚障がい者の移動を支援するサービス(同行援護)が創設されたことに伴い、自動車税の課税免除の対象を定めた規定中、引用する同法の条項に移動が生じたもの。</p> <p>障害者自立支援法(平成17年法律第123号) (抜粋)</p>	
	<p style="text-align: center;">改 正 後</p> <p>第5条 略 2及び3 略 4 <u>この法律において「同行援護」とは、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。</u> 5及び6 略 7 この法律において「生活介護」とは、常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定める者につき、主として昼間において、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設において行われる入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。 8 この法律において「児童デイサービス」とは、障害児につき、児童福祉法第43条の3に規定する肢体不自由児施設その他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。 9 この法律において「短期入所」とは、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に</p>	<p style="text-align: center;">改 正 前</p> <p>第5条 略 2及び3 略 4及び5 略 6 この法律において「生活介護」とは、常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定める者につき、主として昼間において、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設において行われる入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。 7 この法律において「児童デイサービス」とは、障害児につき、児童福祉法第43条の3に規定する肢体不自由児施設その他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。 8 この法律において「短期入所」とは、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に</p>

短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

10～13 略

14 この法律において「自立訓練」とは、障害者につき、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、厚生労働省令で定める期間にわたり、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

15 この法律において「就労移行支援」とは、就労を希望する障害者につき、厚生労働省令で定める期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

16 この法律において「就労継続支援」とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

17～21 略

22 この法律において「地域活動支援センター」とは、障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。

短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

9～12 略

13 この法律において「自立訓練」とは、障害者につき、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、厚生労働省令で定める期間にわたり、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

14 この法律において「就労移行支援」とは、就労を希望する障害者につき、厚生労働省令で定める期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

15 この法律において「就労継続支援」とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

16～20 略

21 この法律において「地域活動支援センター」とは、障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(自動車税の課税免除)</p> <p>第137条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税を課さない。ただし、第4号から第12号までに規定する自動車にあっては、知事の承認を受けたものに限る。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（<u>同条第14項に規定する自立訓練、同条第15項に規定する就労移行支援及び同条第16項に規定する就労継続支援に限る。</u>）を行う法人又は同法第77条第1項第4号に規定する事業において同法第5条第22項に規定する地域活動支援センターを経営する法人が所有する自動車専ら原材料の搬入又は成果品の搬出の用に供するもの</p> <p>(7) 次に掲げる事業を営む社会福祉法人及び特定非営利活動法人が所有する自動車専らその事業の用に供するもの（通所者又は入所者の送迎の用に供するものに限る。）</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 障害者自立支援法第5条第7項に規定する生活介護に係る事業</p> <p>エ 障害者自立支援法第5条第8項に規定する児童デイサービスに係る事業</p> <p>オ 障害者自立支援法第5条第9項に規定する短期入所に係る事業</p> <p>カ 障害者自立支援法第5条第14項に規定する自立訓練に係る事業</p> <p>(8)～(12) 略</p>	<p>(自動車税の課税免除)</p> <p>第137条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税を課さない。ただし、第4号から第12号までに規定する自動車にあっては、知事の承認を受けたものに限る。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（<u>同条第13項に規定する自立訓練、同条第14項に規定する就労移行支援及び同条第15項に規定する就労継続支援に限る。</u>）を行う法人又は同法第77条第1項第4号に規定する事業において同法第5条第21項に規定する地域活動支援センターを経営する法人が所有する自動車専ら原材料の搬入又は成果品の搬出の用に供するもの</p> <p>(7) 次に掲げる事業を営む社会福祉法人及び特定非営利活動法人が所有する自動車専らその事業の用に供するもの（通所者又は入所者の送迎の用に供するものに限る。）</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 障害者自立支援法第5条第6項に規定する生活介護に係る事業</p> <p>エ 障害者自立支援法第5条第7項に規定する児童デイサービスに係る事業</p> <p>オ 障害者自立支援法第5条第8項に規定する短期入所に係る事業</p> <p>カ 障害者自立支援法第5条第13項に規定する自立訓練に係る事業</p> <p>(8)～(12) 略</p>

附 則

この条例は、平成23年10月1日から施行する。

<p>条例名等</p>	<p>議会の委任による専決処分報告について (15) 障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について (議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について) (平成23年8月27日専決)</p>					
<p>提出理由 概要</p>	<p>1 提出理由 障害者自立支援法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1) 介護補償を定めた規定中、引用する障害者自立支援法の条項を改める。 (2) 施行期日は、平成23年10月1日及び平成24年4月1日とする。</p> <p>(参考) 障害者自立支援法の一部改正の概要 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間における障害者等の地域生活支援のため、障害者自立支援法が一部改正された。 地域における自立した生活のための支援の充実に当たり、重度の視覚障がい者の移動を支援するサービス（同行援護）が創設されたことに伴い、同法の条項に移動が生じたもの。</p> <p>障害者自立支援法（平成17年法律第123号）（抜粋）</p> <table border="1" data-bbox="193 884 1418 1830"> <thead> <tr> <th data-bbox="193 884 794 918">改正後</th> <th data-bbox="794 884 1418 918">改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="193 918 794 1830"> <p>第5条 1～6 略 7 この法律において「生活介護」とは、常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定める者につき、主として昼間において、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設において行われる入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。</p> <p>13 この法律において「障害者支援施設」とは、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設（のぞみの園及び第一項の厚生労働省令で定める施設を除く。）をいう。</p> <p>14 この法律において「自立訓練」とは、障害者につき、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、厚生労働省令で定める期間にわたり、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。</p> </td> <td data-bbox="794 918 1418 1830"> <p>第5条 1～5 略 6 この法律において「生活介護」とは、常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定める者につき、主として昼間において、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設において行われる入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。</p> <p>12 この法律において「障害者支援施設」とは、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設（のぞみの園及び第一項の厚生労働省令で定める施設を除く。）をいう。</p> <p>13 この法律において「自立訓練」とは、障害者につき、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、厚生労働省令で定める期間にわたり、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。</p> </td> </tr> </tbody> </table>		改正後	改正前	<p>第5条 1～6 略 7 この法律において「生活介護」とは、常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定める者につき、主として昼間において、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設において行われる入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。</p> <p>13 この法律において「障害者支援施設」とは、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設（のぞみの園及び第一項の厚生労働省令で定める施設を除く。）をいう。</p> <p>14 この法律において「自立訓練」とは、障害者につき、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、厚生労働省令で定める期間にわたり、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。</p>	<p>第5条 1～5 略 6 この法律において「生活介護」とは、常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定める者につき、主として昼間において、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設において行われる入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。</p> <p>12 この法律において「障害者支援施設」とは、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設（のぞみの園及び第一項の厚生労働省令で定める施設を除く。）をいう。</p> <p>13 この法律において「自立訓練」とは、障害者につき、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、厚生労働省令で定める期間にわたり、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。</p>
改正後	改正前					
<p>第5条 1～6 略 7 この法律において「生活介護」とは、常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定める者につき、主として昼間において、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設において行われる入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。</p> <p>13 この法律において「障害者支援施設」とは、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設（のぞみの園及び第一項の厚生労働省令で定める施設を除く。）をいう。</p> <p>14 この法律において「自立訓練」とは、障害者につき、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、厚生労働省令で定める期間にわたり、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。</p>	<p>第5条 1～5 略 6 この法律において「生活介護」とは、常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定める者につき、主として昼間において、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設において行われる入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。</p> <p>12 この法律において「障害者支援施設」とは、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設（のぞみの園及び第一項の厚生労働省令で定める施設を除く。）をいう。</p> <p>13 この法律において「自立訓練」とは、障害者につき、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、厚生労働省令で定める期間にわたり、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。</p>					

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年鳥取県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(介護補償)</p> <p>第9条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であつて規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して知事が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号） 第5条第13項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第7項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>(3) 略</p>	<p>(介護補償)</p> <p>第9条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であつて規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して知事が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号） 第5条第12項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第6項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>(3) 略</p>

第2条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(介護補償)</p> <p>第9条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であつて規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して知事が定める金額を支給す</p>	<p>(介護補償)</p> <p>第9条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であつて規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して知事が定める金額を支給す</p>

<p>る。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号） 第5条第12項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第7項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>(3) 略</p>	<p>る。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号） 第5条第13項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第7項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>(3) 略</p>
--	--

附 則

この条例は、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成24年4月1日から施行する。

長期継続契約の締結状況について

【新規契約】

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	総務部政策法務課	物品 保守	複合機	1台	鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛進堂	127,972	平成23年6月1日 ～平成27年3月31日	鳥取県総務部政策法務課
2	東部総合事務所	物品	液晶ディスプレイ	1台	鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛進堂	252,000	平成23年6月1日 ～平成28年5月31日	鳥取県東部総合事務所県民局
3	中部総合事務所	物品	ノートパソコン	1台	広島県広島市中区八丁堀3番33号 リコーリース株式会社 中国支社	3,301	平成23年5月1日 ～平成24年4月30日	鳥取県中部総合事務所県民局